

第1 令和5年度監査の概要

1 令和5年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性(Economy)の観点、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性(Efficiency)の観点及び事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性(Effectiveness)の観点からの監査（以下「3E監査」という。）を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 税収不足の状況下において、3E監査の視点を活用し、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施する。
- (5) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項及び内部統制の評価により顕在化したリスクの高い事項について、重点的に監査する。
- (6) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。

- (7) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (8) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和5年度の監査等の種類及び実施状況

令和5年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類			関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
財務監査	定期監査	財務会計監査	法第199条第1、4項	予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性・効率性・有効性などについて実施します。 特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか等に配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査		工事の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているか等について実施します。	
		公営企業の経営に係る事業の管理監査		事業の経営に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているか等経営の効率性について実施します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。	
行政監査		事務事業監査	法第199条第2項	県の事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され、組織及び運営の運営が合理的であるかどうかについて実施します。 ※ 平成27年度以降、テーマ別監査は実施していません。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財務監査	随時監査	財務会計監査	法第199条第1、5項	監査委員が必要があると認めるときに実施する財務会計や工事技術についての監査です。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査			
行政監査	臨時監査	事務事業監査	法第199条第2項	定期監査を待たずに速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施する行政監査です。監査対象機関、監査期間、実施方法等は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財政的援助団体等の監査			法第199条第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているか、補助事業等の目的を達成しているかについて実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているか等について実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体

（注）法：地方自治法

実施時期・頻度	実施実績	令和5年												令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象474箇所 ・ 予備監査 （職員、公認会計士） ・ 本監査（監査委員） ・ 監査結果報告、 公表 （注）以下、定期 監査以外の監査の 実施体制は、おお むね定期監査に準 じる。	出先機関監査 本庁監査														
必要があると認める とき。	監査対象19箇所	12月～3月														
	監査対象2箇所	7～2月														
必要があると認める とき。	令和5年度は実績なし															
必要があると認める とき。	監査対象32団体	7月～3月														

<監査等の種類>

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているか等について審査します。	・普通会計決算 ・公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査します。	・県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
内部統制評価報告書の審査	法第150条第5項	知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。	内部統制評価報告書
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているか等について検査します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の8第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事の要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	・県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） ・財政的援助団体等（知事の要求監査のみ。）

（注）法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/25 審査依頼 ・8/31 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/25 審査依頼 ・8/31 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/ 8 審査依頼 ・8/31 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	・7/26 審査依頼 ・9/11 監査委員協議会 ・9/12 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	←──												

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部監査	法第252条の27以下	監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。 毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。 なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等
	個別外部監査		特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。	

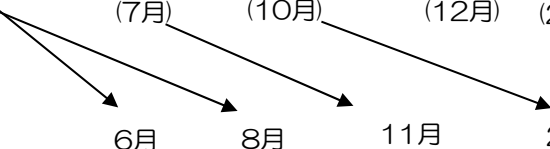
<参考>上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	法第199条第12項 法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項 法第150条第5項 法第242条第11項	監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第14項	監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。
監査情報の提供	—	監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。

（注1）法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎年	・監査補助者の協議、告示 ・外部監査人への協力 ・前年度監査結果等に対する措置状況の公表 ・前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表 ・次年度包括外部監査契約締結の際の意見 ・監査結果の公表	5～6月 補助者の協議、告示										1月	3月	
												次年度包括外部監査契約締結の際の意見（注2）	監査結果の公表	
												10月	3月	
												前年度監査結果等に対する措置状況の公表		
													3月	
												前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表		
請求や要求があったとき。	令和5年度は実績なし													

(注2) 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

実施時期・頻度	実施実績	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
監査の結果に関する報告の決定のとき。	年6回	6月 9月 11月 2月 3月 (2回)												
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。 健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	(決算等審査) 8月 (健全化判断比率等審査) 8月	8月												
内部統制評価報告書の審査意見の決定のとき。	9月	9月												
住民監査請求の結果の決定のとき。	年3回	10月 12月 2月												
監査委員協議会終了後	年6回	(注3) 6月 (7月) 9月 (10月) 12月 (12月) 2月 (2回) (2月、3月) 3月 (3月) 												
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	年4回	6月 8月 11月 2月 (注4) 令和5年12月以降に報告された監査結果に基づく措置状況は、翌年度に公表												
—	[ホームページ掲載] 随時	年間随時												
—	[監査年報の発行] 3月	3月												

(注3) 監査結果を県議会や知事等に報告した月です。()は県公報により公表された月です。

(注4) 令和5年3月(2回)に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和5年度に係る監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏 名	任 期	備 考
識 見	常 勤 (代表)	森 裕	R2.4.1～R6.3.31	委員就任 R2.4.1～ 代表就任 R2.11.1～
識 見	常 勤	渡邊 芳文	R2.11.1～R6.10.31	
議 員	非常勤	竹内 良訓	R5.5.19～R6.5.16	終期は委員の辞職による
議 員	非常勤	四本 康久	R5.5.19～R6.5.16	終期は委員の辞職による
議 員	非常勤	鈴木 澄美	R4.5.20～R5.4.29	終期は委員の任期による
議 員	非常勤	佐地 茂人	R4.5.20～R5.4.29	終期は委員の任期による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

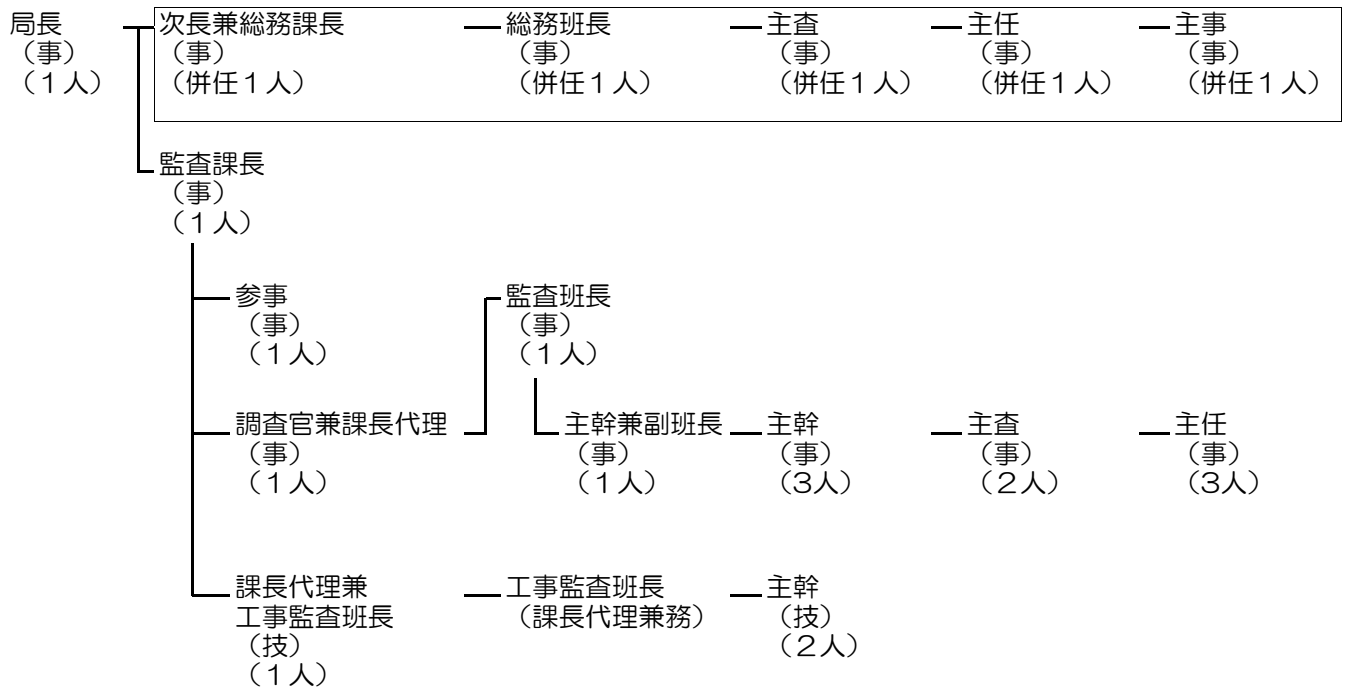
(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

4 令和5年度の監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織図（令和5年4月1日時点）

[条例定数25名、現員22名(うち併任5人)]



※会計年度任用職員1人

(2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の收受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 財務監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 定期監査に関すること
- ・ 随時監査に関すること
- ・ 臨時監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること